静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則 静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則(平成2年静岡県規則第15号)の一 部を次のように改正する。

	改正前			改正後					
別	表	(略)			別	表	(略)		
	(1) 青	净岡県工業技術研究所			(1) 静岡県工業技術研究所				
	種類	細目	単位	金額		種類	細目	単位	金額
	ア	ICP発光分析装	(略)	14,770円		ア	ICP発光分光分	(略)	8,580円
		置					析装置		
	試	(略)	(略)	(略)		試	(略)	(略)	(略)
	験	イオンクロマトグ	(略)	(略)		験	イオンクロマトグ	(略)	(略)
	機	ラフ				機	ラフ		
	器	X線分析顕微鏡	1時間に	6,330円		器			
			<u>つき</u>						
		塩水噴霧装置	(略)	(略)			塩水噴霧装置	(略)	(略)
		音響材料評価シス	(略)	(略)			音響材料評価シス	(略)	(略)
		テム					テム		
							<u>カールフィッシャ</u>	1時間に	2,080円
							一水分計	<u>つき</u>	
		回転式粘度計	(略)	(略)			回転式粘度計	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		光学設計支援シス	(略)	(略)			光学設計支援シス	(略)	(略)
		テム					テム		
							高精度自由曲面測	1時間に	16,070円
							定機	<u>つき</u>	
		高速液体クロマト	(略)	(略)			高速液体クロマト	(略)	(略)
		グラフ					グラフ		
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		自記分光光度計	(略)	(略)			自記分光光度計	(略)	(略)
							自公転攪拌脱泡機	1時間に	760円
								<u>つき</u>	

	B1サイ ズ1枚に	<u>840円</u>	カカラープロッタ	B 2 サイ ズ 1 枚に	73
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(
	<u>とに</u>				
コープ	1撮影ご	<u>90円</u>	コープ		
ビデオマイクロス	(略)	(略)	ビデオマイクロス	(略)	(略
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(H
析システム)			析システム)		
機(データ処理・解			機(データ処理・解		
非接触三次元測定	(略)	(略)	析装置 非接触三次元測定	<u>つき</u> (略)	(₽
			微小部蛍光X線分		9, 28
万能引張試験機	(略)	(略)	万能引張試験機	(略)	()
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	()
箱圧縮試験機	(略)	2,890円	箱圧縮試験機	(略)	5, 78
配光測定装置	(略)	(略)	配光測定装置	(略)	()
				<u>つき</u>	
			<u>ノッチカッター</u>	1時間に	<u>79</u>
熱変形試験装置	(略)	(略)	熱変形試験装置	(略)	()
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	()
定電圧電源	(略)	(略)	定電圧電源	(略)	()
	<u>つき</u>	_, ~ ~ ~ 1 1			
ステム <u>TOC計</u>	1時間に	<u>1,980円</u>	ステム		
ダンピング測定シ	(略)	(略)	ダンピング測定シ	(略)	()
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	()
用を除く。)	/m/+ \	(m+\	用を除く。)	/m/+ \	/-
衝撃試験機(包材	(略)	(略)	衝撃試験機(包材	(略)	()
				<u>1時間に</u> つき	1, 10
源			源 樹脂粉砕機	1 時間に	1, 10
周波数可変交流電	(略)	(略)	周波数可変交流電	(略)	()
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	()
/m&\	(略)	(略)	実体顕微鏡	(略)	()

ザ	企画・設計支援シ	(略)	1,100円
イ	ステム		
ン	高画質デジタルカ	(略)	510円
機	メラ		
器	(略)	(略)	(略)
	三次元樹脂造型機	(略)	1,720円
	<u>三次元スキャナ</u>	1時間に	1,260円
		<u>つき</u>	
	三次元切削加工機	1時間に	1,390円
		<u>つき</u>	
	製造加工支援シス	(略)	1,890円
	テム		
	デジタルカラー複	(略)	110円
	写機		
	レーザー加工機	(略)	<u>930円</u>
()	略)		

(略)

(2) 沼津工業技術支援センター

(2)	1十二个人们人放 • •		
種類	細目	単位	金額
ア	(略)	(略)	(略)
	振とう培養機	(略)	(略)
試	振動試験機	1時間に	2,600円
験		<u>つき</u>	
機			
器			
	静電気シミュレー	(略)	(略)
	タ		
	(略)	(略)	(略)
	発振器	(略)	(略)
	万能投影機	1時間に	1,550円

ザ	企画・設計支援シ	(略)	1,510円
イ	ステム		
ン	高画質デジタルカ	(略)	<u>940円</u>
機	メラ		
器	(略)	(略)	(略)
	三次元樹脂造型機	(略)	<u>1,470円</u>
	 視線計測装置	1 時間に	3,420円
		つき	
	製造加工支援シス	(略)	1,760円
	テム		
	デジタルカラー複	(略)	<u>70円</u>
	写機		
	<u>UVプリンタ</u>	1 時間に	3,440円
	レーザー加工機	 (略)	1,430円
()	略)		
(1	レーザー加工機	<u>つき</u> (略)	<u>1,430円</u>

(略)

(2) 沼津工業技術支援センター

(2)	(6) 旧户工术及州入拔 (1)					
種類	細目	単位	金額			
ア	(略)	(略)	(略)			
	振とう培養機	(略)	(略)			
試						
験						
機	振動試験機(静音	1時間に	2,830円			
器	<u>小型)</u>	<u>つき</u>				
	振動試験機 (中	1時間に	3,470円			
	型)_	<u>つき</u>				
	静電気シミュレー	(略)	(略)			
	タ					
	(略)	(略)	(略)			
	発振器	(略)	(略)			

	<u>つき</u>	
表面粗さ・輪郭測	(略)	(略)
定機(表面粗さ計		
分)		
(略)	(略)	(略)
(略)		

(略)

(3) 富士工業技術支援センター

種類	田 目	 単位	金額
ア	(略)	(略)	(略)
	油吸収メータ	(略)	(略)
試			
験			
機	印刷適性試験機	(略)	(略)
器	(IGT)		
	(略)	(略)	(略)
	遊星型ボールミル	(略)	(略)
	横型引張試験機	(略)	(略)
	(50N)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)		

(略)

(4) 浜松工業技術支援センター

種類	細		単位	金額
ア	(略)		(略)	(略)
	蛍光エッ	クス線厚	(略)	(略)
試	さ測定装置			
験				
機				
器	計測用	X線CT	(略)	(略)
	(解析)			
	(略)		(略)	(略)
	熱画像装	置	(略)	(略)

表面粗さ・輪郭測 定機 (表面粗さ計	(略)	(略)
分) (略)	(略)	(略)
(略)		

(略)

(3) 富士工業技術支援センター

種類	細 目	単位	金額
			-
ア	(略)	(略)	(略)
	油吸収メータ	(略)	(略)
試	位相差顕微鏡	1時間に	970円
験		<u>つき</u>	
機	印刷適性試験機	(略)	(略)
器	(IGT)		
	(略)	(略)	(略)
	遊星型ボールミル	(略)	(略)
	遊星式混練機	1時間に	<u>4,720円</u>
		<u>つき</u>	
	横型引張試験機	(略)	(略)
	(50N)		
	(略)	(略)	(略)
	(略)		

(略)

(4) 浜松工業技術支援センター

(1) 民国工采获的入谈 (2)					
種類	細目	単位	金額		
ア	(略)	(略)	(略)		
	蛍光エックス線厚	(略)	(略)		
試	さ測定装置				
験	<u>蛍光X線分析装置</u>	1時間に	6,480円		
機		<u>つき</u>			
器	計測用X線CT	(略)	(略)		
	(解析)				
	(略)	(略)	(略)		
	熱画像装置	(略)	(略)		
	熱衝擊試験機	1時間に	1,930円		

							<u>つき</u>	
	熱伝導率計	(略)	(略)			熱伝導率計	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	フーリエ変換赤外	(略)	3, 160円			フーリエ変換赤外	(略)	<u>2,950円</u>
	分光光度計					分光光度計		
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	(略)				(略)			
((略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

住 所 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 を 法人にあっては、その 名 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 即

 住 所
 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 に改める。

 氏 名
 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名

様式第2号(注)を次のように改める。

(注)

- 1 太線の枠内は、記入しないでください。
- 2 押印以外の方法により本人確認ができる場合は、押印を省略することができます。 様式第3号中

Γ

Γ

Γ

電話番号

連絡責任者氏名

Γ

住所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地 申請者 氏名 (法人にあっては、その) に改める。

電話番号

連絡責任者氏名

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例(平成2年静岡県 条例第10号)第6条第1項の規定により承認を受けた機器等の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県 工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表の規定にか かわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則 (以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書は、新規則の相当する様式により提出され た申請書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。